

マイナンバーカード利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と 取扱い

マイナンバーカードって 何に 使うことができるの？

① マイナンバーと 身元を証明する書類として 使うことができます。

② 身分証明書として 使うことができます。

マイナンバーカードの表面は、あなたの同意があれば 誰でもコピーすることができます。

マイナンバーカードの裏面は、法律で決められたことでしか コピーすることはできません。ご注意ください。

③ マイナンバーカードの IC チップに 電子証明書をつけることができます

す。行政手続のオンライン申請や、コンビニで 住民票の写しのよう
な 公的な証明書を もらうことができます。

2 マイナンバーカードの管理と 暗証番号の 取扱い

① なくしたり 盗まれたり しないように 大切に取扱いしてください。

② マイナンバーカードの暗証番号は 他の人に知られないように 注意してください。

③ 暗証番号を 忘れてしまったときは、住民票のある市区町村窓口で

せってい なお
設定し直すことができます。

3 引越しなどのときの マイナンバーカードに書いてある

じょうほう へんこう 情報の変更

ひっこ けっこん りこん
引越しや 結婚、離婚などで マイナンバーカードに 書いてある名前や 住

しょ か し しょくいん あたら じょうほう
所が 変わったら、市の職員が 新しい情報を カードに書いて、ICチップ

こうしん
を更新します。

マイナンバーカードをもって 区役所に 来てください。

※ICチップの更新には 住 民基本台帳用暗証番号(数字4桁)が 必要です。

※住所を書くところがいっぱいになった場合は、マイナンバーカードの再発行
が必要
が必要です。

はまつしがい ひっこ はまつしがい はまつ ひっこ
浜松市以外のところに 引越しをする、浜松市外から 浜松市に引越しをする

ばあい ひっこ ひ つぎ にち にちない じゅうみんひょう てつづ
場合は、引越しした日の 次の日から14日以内に、住民票の手続きと マ

イナンバーカードの 手続きをしてください。もし引越しした日から 14日

を過ぎたら、マイナンバーカードは 使えなくなります。再発行には お金が必要

よう
要です。

4 マイナンバーカードの有効期限（外国籍の方）

- ① マイナンバーカードの有効期限は、在留カードの有効期限と同じです。

在留カードを更新したら、マイナンバーカードの有効期限が切れる

前に区役所へ来てください。

- ② マイナンバーカードは自動で更新されません。もしマイナンバーカードの有効期限が切れると、次のカードを作るときにはお金がかかります。（1000円）

- ③ 在留期間延長申請中の人（在留カードの裏面に「在留期間更新許可申請中」と書いてある）は、マイナンバーカードの有効期間を2ヶ月の伸ばすことができます。新しい在留カードをもらったら新しい在留期間までマイナンバーカードの有効期限を伸ばすので、また区役所に更新に来てください。

5 マイナンバーカードをなくした場合

- ① マイナンバーカードを無くしたら、すぐに下に書いてある電話番号に電話してください。（365日24時間いつでも電話することができます）
電子証明書などカード機能を使えなくすることができます。

- 【日本語】マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
- 【日本語】個人番号カードコールセンター 0570-783-578
- 【外国語】マイナンバーフリーダイヤル 0120-0178-27

◎個人番号通知書、通知カード、マイナンバーカードについて

◎マイナンバーカードの一時停止

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

電話をした後に カードが見つかったときは 住民票のある市区

町村の 窓口で カードを また使うことができるように することが出来ます。

② 電話をした後に、区役所に 「紛失届」の 手続きに来てください。

「紛失届」を出したあとは、カードが見つかっても 使うことができません。

※外でなくしたり 盗まれたりしたときは 警察に 行ってください。

「受理番号」を 区役所に 持ってきてください。

※なくしてしまったときなど 自分の都合で もう一度カードを作ると

きには お金がかかります。